

Title	日本資本主義の成立と低賃金基盤の形成
Sub Title	The rise of capitalism and the growth of the condition of cheap labour in Japan
Author	黒川, 俊雄
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1963
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.56, No.6/7 (1963. 7) ,p.514(46)- 550(82)
JaLC DOI	10.14991/001.19630701-0046
Abstract	
Notes	藤林敬三博士追悼特集 論説
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19630701-0046">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19630701-0046</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

## 日本資本主義の成立と低賃金基盤の形成

黒川俊雄

## 明治維新と低賃金基盤の生成

一

日本の社会経済構成における支配的な経済制度の、封建制度から資本主義制度への移行が明治維新をとしておこなわれたことは、いまさら指摘するまでもなからう。したがってわれわれが日本の賃金構造の特徴を明らかにするためには、明治維新後日本の資本主義がいかに形成されたかを分析すれば足りるかのように思われる。だが少し深く分析するためには、さらにさかのぼって明治維新前の徳川封建社会の崩壊過程において資本と賃労働の萌芽形態がいかに生成してきたかをふりかえってみる必要がある。

日本における農奴解放は土一揆にみられる農民の闘いにもかかわらず、真の解放とはならず、全般的に遅れていたアジアにあって、いちはやくいわゆるアジア的封建制を克服して「土地所有の純粋な封建的組織と発達した小農民経営」<sup>(注1)</sup>とをも

つ封建制度を成立させただけにおわった。しかも徳川幕府が鎖国政策を断行したので、商品経済の発展は、外国貿易と結びつかないためにきわめて制限されたものであった。また、幕府の田畑永代売買禁止その他の政策によって徳川時代の封建的生産様式はとくに堅固であり「封建的支配体制」も強力なものであった。

とはいえ、いかなる権力をもってしても、商品経済発展の必然性に抗することはできない。商品経済が農村にも浸透した結果として徳川時代の後期からすでに資本と賃労働の萌芽形態がみられた。とくに賃労働のそれは、まず貧困化した本百姓が、富裕になった本百姓に質券または質物奉公の形で提供するようになった「年間常備労働」であり、それは幕末に近づくにつれて手作地主によって次第に手広く利用されるようになった。

いうまでもなく、この質券または質物奉公は、きびしい封建的搾取をうけていた本百姓がいわば借金抵当に妻子を売っても年貢をおさめねばならなかったところから生じたものである。それは、封建領主が年貢をとりたてることができるように農民家族を土地にしばりつけておくために、家父長的な「家」制度を、村落制や五人組制とあいまって、農民におしつけたので、この「家」における家父長権が家族員に行使された結果にはかならない。それゆえこの「年間常備労働」は、堅固な封建的生産様式の土台をなしている小農民経営に於ける家父長的な「家」の労働組織にしばられながら提供されたものであり、封建的性格が強く、昼夜労働がおこなわれていた。

しかしこの「年間常備労働」は、幕末にいたり、「三季常備労働」に転化し、益前・益後・冬期という三季略々四ヶ月を契約期間とするようになり、さらにそれは「一ヶ月雇労働」、「日雇労働」に転化して契約期間を一層短縮していき、ますます賃労働としての性格を強めるようになった。<sup>(注2)</sup>

ただこのような労働をおこなう者は、休憩時間を与えられるようになったとはいえ、やはり昼夜とも労働することが多く、しかもかれらは依然として「家」の労働組織にしばられながらその労働力を売る半隷農的な「副業」的賃労働者であつ

た。それゆえ「家」の一員として、その貧しい家計における収入不足を補うにすぎない低賃金、いわゆる「家計補助」的賃金しか支払われず、とくに「家」の中では地位の低い女子のばあいには、男子の半分ぐらいの賃金しか支払われなかった。

このような「家計補助」的賃労働は農業だけで広く利用されるようになったわけではなかった。いうまでもなく、むしろ農業から未分離な工業、あるいは分離していく農村工業、さらには藩営工業で広く利用されるようになっていった。しかもこのような賃労働者も、幕末の物価値上りに直面して、「世直し」一揆における農民と同盟して、賃金値上げを要求せざるをえなかったが、幕府も各藩も、これに対して、富裕な本百姓、商人、高利貸などと同盟し、物価値下げするかわりに、それ以上に賃金を引下げるといふ政策さえもとった。

こういうわけで幕末においてすでに「家計補助」的低賃金の基盤が農村に形成されつつあったのであるが、他方、この農村を離れて都市にとどまり浮浪遊民の徒となる者も決して少なくはなかった。すでに幕府または藩の命令で築城その他の土木工事などに従事する「人夫」「人足」として農村から都市に集められてきた者の中には、貧しい「家」に帰ろうとせず、都市で浮浪遊民の徒となるものが多くなってきた。幕府および藩は、その対策として帰農奨励の布令をたびたび出したが、その効果はあがらなかった。それゆえ、商品経済の発展と封建的支配者の寄生的消費都市の発達にともなう生ずる土木建築、運輸その他の事業のために「人夫」を供給する日傭座、日傭宿、口入屋などがこれらの浮浪遊民の徒をかりあつめてつくられた。日傭座は座の特許権を有する夥長が封建的支配者によって任命され、日傭夫はこの夥長の鑑札を所持しなければ仕事をしなければならないという封建的なギルド的組織であった。それは防火夫、背負夫、肩担夫などあらゆる日傭夫を網羅し、一番組、二番組などというように日常は町火消をおこなう「組」という組織をもち、組頭と日傭夫との間には封建的な親分子分関係があった。それゆえ日傭夫の賃金は、「家計補助」的低賃金に匹敵する「小遣銭」的な低さであり、幕府はそ

の賃金の最高額を刑罰をもって抑制した。<sup>(注3)</sup>

以上のように、日本でも、封建時代後期に賃労働の萌芽形態がみられ、しかもそれは、なお強固な封建的生産様式と強力な封建的支配体制のもとで、家父長的な「家」の制度やギルド的組織によって広汎な「家計補助」的・「小遣銭」的低賃金の基盤を形成しつつあった。それゆえ先進地帯では、綿作を中心とする農民的商品生産が、このような低賃金基盤の上にブルジョア的商品生産に発展し、その中ですでにマニユファクチュアに成長するものもあらわれつつあったが、小資本家は、かえって低賃金に依存してコストを低く維持しえたので、コスト引下げのためにそれ以上技術的に発展させる必要がなかった。それゆえ、幕末を小営業段階末期と規定するにしても、停滞的であったという特徴をもっていた点が見失われてはならない。

他方、工業におけるこのようなことに対応して、農業でも、やはり低賃金基盤の上に資本主義経営が発展する傾向さえみられた。しかしそれが天保以後の「純粹封建反動」によって阻止されたのは、土地が一部の農民に集中していったばあい、かれらが経済外的強制によって現物小作料をとりたてる寄生地主になったほうが、いかに低賃金でも、賃労働者を雇用して農業生産を行うよりも有利であるほど日本の封建的生産様式はなお堅固なものであったからである。

以上のようなことから、日本において工業における自主的な資本主義の発展を停滞させ、農業における寄生地主の発生する傾向を圧倒的ならしめる条件をなくすためには、低賃金基盤を形成し、高率現物小作料を成立させている堅固な封建的生産様式と強力な封建的支配体制とを一掃するような徹底的なブルジョア革命が強行されねばならないことは明らかであった。ところが明治維新は、ブルジョア革命としては、未完成で、きわめて不徹底な革命におわってしまったのである。

(注1) マルクス『資本論』第一部(注一九二)青木文庫版第四分冊一〇九八頁、大月書店版第四分冊二二二〇頁。

(注2) 庄司吉之助『明治維新の経済構造』、塩野君夫、川浦康次『寄生地主論』参照。

二

すでにのべたような商品経済のブルジョア的発展の結果、天保期には従来の単なる百姓一揆や町民の打ちこわしが封建的支配体制を攻撃する「世直し」一揆という高度な闘争に発展した。そこでこれに対する幕府の天保改革は封建的支配体制を建直すという「純粹封建反動」の側面をもちながらも、商品経済のブルジョア的発展に適応しようとする絶対主義化の前提をつくりだすような側面をもたざるをえなかった。しかしこの改革は失敗に帰し、改革が一応の成功をおさめたのは、欧米資本主義列強が鎖国日本を市場にしようとして圧力を加えてきた結果、その圧力を受けてようやく絶対主義への傾斜を明白に示すにいたった安政の改革および開国においてであった。しかもそのばあい「世直し」一揆のたかまりによって国内の支持を失いつつあった幕府は、外国とくにフランスの援助に依存して、いわば「買弁的絶対主義」への傾斜を示すにいたった。それゆえ幕府は不平等条約のもとで日本を「半植民地化」していかざるをえなかったし、内外の政局重大化にそなえて領主が「田い米」をして米価をはじめとする物価の値上りをひきおこし、また民衆の負担を一層重くしなければならなかった。そこで「世直し」一揆は「絶対主義」と「半植民地化」に反対する国民的規模の民衆反乱に発展する可能性をさえはらむようになったのである。

ところがすでにのべたような工業の小営業段階末期における停滞性のゆえに、この可能性を現実性に転化するような指導性を發揮しうる革命的ブルジョアジーがまだ成長してはいなかった。そこですでに天保期以来藩政改革に成功して絶対主義への傾斜を強めていた雄藩において、事実上権力をにぎっていた「革新」的武士が、ブルジョア的な面をもった豪農と同盟して、「尊王攘夷」をとるることによって不十分ながら「絶対主義化」と「半植民地化」に反対する方向で一揆を指導

せざるを得なかった。しかしこの「革新」的武士も、ブルジョアジーの未成熟のゆえに、特権商人と結びついて、やがて自ら絶対主義官僚を志向するとともに、イギリスの援助をうけざるをえなかったもので、「絶対主義化」と「半植民地化」を阻止しうるものではなかった。そこでかれらは、一揆を利用しえた限りにおいて、フランスの援助をうけて国内の支持を失った幕府を倒すことができたし、封建制度を撤廃するというブルジョア革命の任務を一応はたすことができたとはいえ、「王政復古」の名のもとに天皇制藩閥政府を樹立することによって日本独特な絶対主義を形成することになった。

このように明治維新の変革は、主体的条件から、ブルジョア革命の任務を一応はたしながらも、日本独特な絶対主義を成立させることになったのであるが、このような変革が遂行されざるをえなかった客観的条件は、世界資本主義が帝国主義段階へ移行する前夜において日本がなお小営業段階末期に停滞していたことである。すなわち、このような条件のもとで、欧米資本主義列強の圧力によって、日本に一足とびに機械制大工業を育成しなければならなかったかぎりにおいて、異例な急速さで封建的土地領有権を廃止し、封建的家臣団をも解体させて封建制度を撤廃しなければならなかった反面、そうすることによって統一国家、中央集権化を実現する過程で、封建勢力とも、欧米列強とも少なからず妥協して、機械制大工業をも育成しうる強大な権力をもった絶対主義を、半植民地化の危険性を残したまま、いわば「早産」させなければならなかった。実際、藩閥政府は、「版籍奉還」を断行して一挙に土地領有権を廃止し、「廢藩置縣」によって封建的家臣団を解体させたかわりに、旧藩主以下士族に封禄を支給し、政府が土地領有権を一挙に掌握して徳川封建時代の年貢を統合継承した物納地租を徴収するとともに、封建時代の特権商人を「政商」として再編成することによって、これらを「早産」させた天皇制絶対主義の物質的基礎とした。また、対外的には、不平等条約を改正するどころか、同じような、というよりも一層不利な条約を、さらに多くの国々と締結した。

しかし幕末以来の「世直し」一揆は明治維新後さらにたかまり、農民の土地に対する要求がいよいよ強まった。そこで天

皇制藩閥政府も、上からの資本主義を育成するために、商品経済の発展に適應して土地の永代売買の禁止を解き、土地私有を公認したかぎり、農民の土地に対する要求を部分的にいれて、農民の中で、維新前からの本百姓、寄生地主にだけ地券を与え、その土地所有権を認めて従来の物納地租を金納に改めざるをえなかった。これが地租改正である。しかしそれは以上のような点では、一定の進歩的な側面をもったものとしても、寄生地主のもとで直接に農耕に従事していた小作人にはその耕作する土地の所有権を認めなかった点、金納地租も徳川封建時代の各藩不統一な物納年貢を全国的に統一して貨幣形態でうけついでにすぎなかった点では、やはり封建制を残存せしめる保守的性格をもっていた。なぜならば、政府は、直接に農耕に従事しているか否かにかかわらず、土地所有者から金納にせよ、封建時代の年貢をうけついで地租をとりたてるところによって、寄生地主が、地租の源泉である小作料をいまままでどおり現物で収穫の半分以上に及ぶほど徴収し、また増徴することさえも是認したからである。実際地租改正は寄生地主の半封建的土地所有への道をきりひらいた。そうなったのは、いうまでもなく、藩閥政府がこのような土地所有をあくまで天皇制絶対主義の物質的基礎とせざるをえなかったからである。

しかもこのような地租改正は、いわゆる本源的蓄積の強力なテコともなった。即ち、政府は、この地租改正によって形式的には、近代的租税制度を確立して財政収入を確保し、その支出と、公債および不換紙幣の発行とによって、官営模範工場を建設し、マニユファクチュアや「政商」<sup>II</sup>「財閥」の設立する機械制大工業に、補助金または助成金を交付した。そのうえ、地租改正は、寄生地主を育成してその貨幣財産を工業企業へ投資させ、貨幣資本を産業資本に転化する役割をはたした。また、他方では、直接生産者を賃労働者に転化する独特な形態として、政府はこの重い地租をはじめとするその他の租税収奪によって、商品経済の侵入による自給自足的家内工業の解体、マニユファクチュア、大工業の育成による副業的家内工業の衰退、入会地の分割・廃絶などとあいまって、窮迫する自作農が土地を手放さざるをえないようにした。それゆえ自

作農がますます多く寄生地主のもとで小作農とならざるをえなかったし、その結果、高い小作料徴収によっていっそう多くの農民がその家族を賃労働者にしなければならぬようにした。そうしてさらには、一家をあげて離村しなければならぬ者をも続出させたのである。

その上、政府は、天皇制絶対主義の物質的基礎として、地租を徴収する目的で小作制度を確立するために、家父長的小農民経営、したがって家父長的な「家」を、徳川封建領主制下の村落制、五人組制の解体した中でも、温存していく政策をとらざるを得なかった。そしてこの「家」温存政策は、何よりもまず、政府が西欧列強に屈伏しながらも弱小隣国を侵略しようとする軍国主義強化のために常備軍創設をめざして実施した徴兵制のうちにもみられた。即ち、徴兵免役の便宜が、華族、官僚、富豪などの特権階級に与えられただけでなく、一般に、戸主、嗣子、承祖の孫、独子、独孫、養子など、まさに「家」の中核となるものに与えられた。この点、イギリスのように、農民一揆によって早くから農奴制が崩壊しはじめ、その結果として絶対主義が成立する過程でも、独立自営農民としてのヨーマンリーが成長し、家父長的な「家」も分解しはじめたばかりでなく、ブルジョア革命によって絶対主義を崩壊させてからは、その分解が急速にすすんだとは異なっている。しかもイギリス政府は古くから救貧法によって要扶養者を引受けて、扶養組織としての「家」を強めるような政策をとらなかった。その結果、イギリスでは、家族が夫婦、親子、せいぜい祖孫というせまい範囲にかぎられ、一夫一婦制単婚家族が形成されてきた。<sup>(注)</sup>

それゆえ、イギリスでは、ヨーマンリーの下層が日雇労働者として毛織物業をはじめとする農村工業に雇われて支払われる賃金は、自分とその家族の生活を支えるに足りる額として、まずイギリスの賃金水準を規定する基準になった。ところが日本では、寄生地主制のもとにある農家の子女が依然として家父長的な「家」の労働組織にしばられながら、製糸・紡績業をはじめとする軽工業に雇われたので、その賃金が、貧困農家の家計を補うに足りる額として、その後の日本の賃金水準を

規定する基準となつたのである。

実際イギリスでは、いわゆる本源的蓄積の過程で、エンクロージャ・ムーブメントによって土地を収奪された数多くの農民が賃労働者となるか、そうでなければ浮浪人になるという事情のもとで、一定額より高い賃金の支払いを禁止する労働者条例をはじめとする諸立法でさえも、このような立法を支持していたウィリアム・ペティその他の学者も主張していたように、たとえみじめな生活にせよ、労働者とその家族の生活を支えるに足りる水準をその基準としていた。そればかりでなく、すでに一五九三年にも、主として農家の主婦がおこなつた農村家内工業としての紡毛の工賃が「生計を立てえず不足を補うだけである」のは不当であるとされ、その工賃を引上げるべきであるとする法案が下院に提出されたこともあつた。<sup>(注2)</sup>

ところが日本では、機械制大工業の紡績労働者でさえも、すでにのべたような、封建時代末期の「家計補助」的低賃金にすぎない農業日雇の賃金に匹敵する初任給で雇われ、また、農業日雇なみの男女格差をつけられるのが当然であるとされた。だから紡績女工の中には、寄宿舎の賄料をさしひかれれば殆んど残らないという農家の「口べらし」的低賃金で働かされている者が大部分であつた。事実、『本邦綿糸紡績史』に収められている岡村勝正「紡績懐旧談」の中で、紡績男工の初任給を米二升に匹敵する一二銭と定め、女工のそれを七銭と決めたとのべられているが、それが、農業日雇の賃金額、および男女差に等しいことは、すでに、隅谷三喜男氏の著作『日本賃労働史論』に指摘されているとおりである。

以上のように、イギリスと日本を比較してみると、イギリスでは、一夫一婦制単婚家族の形成によって、労働力の商品化にとともに、労働者とその家族の生活に必要な生活手段の価値によって規定される労働力の価値が形成され、それが一国の賃金水準を規定する基準となつたが、日本では、家父長的な「家」の残存によって、労働力の商品化にあたって、高率の地租と現物小作料によって低い生活慣習と生活要求しかもたない「家」の一員である労働者一人の生活に必要な生活手段の価値だけが一国の賃金水準を規定する基準となつた。

もちろんこのように「家」の一員として、「家」の労働組織にしばらくは農村から出てくる「家計補助」的・「口べらし」的賃労働者だけでなく、農民の中で窮迫して「家」を離れるか、一家離散するかして浮浪人となり、都市に出てくる者も少なくはなかつた。しかし「家計補助的賃労働者」にくらべれば数が少なく、かれらもやはり、都市に一夫一婦制単婚家族を形成して自由な賃労働者となつたわけではなかつた。すでにのべたように、成年男子でも、徳川封建時代には、日傭座、口入屋などの労務供給業者のもとに「組」という形態で親分子分関係にしばらくは賃労働者となりえなかつたが、明治維新によって、このような「組」は解体されなかつたので、やはり、「家計補助」的低賃金に等しいか、それ以下の「小遣銭」的低賃金で働かざるをえなかつた。このことは、明治二五年一月二七日付(東京日日新聞)に掲載された「現今の鉄道工夫」の中で、「一日に八銭内外の給料に甘んじ、而も午前七時より午後五時迄の間は絶えず労働せざるべからず」と書かれているのを、明治二六年四月一三日付「国民新聞」に掲載された鐘紡の記録の中に「女工の賃金は……最も多きは十銭乃至八銭にして、十二時間の労働によって僅に四銭の日給を受くるものも亦少なからず」と書かれているのと比べてみれば、およそ推測出来る。

以上のように、明治維新後いわゆる本源的蓄積の過程で、低賃金基盤が広汎に形成された。そこで天皇制藩閥政府は、この低賃金基盤の上に、殖産興業政策を遂行し、軽工業を資本主義的に育成して国内自給と輸出増進をはかることによつて、必要物資を輸入し、弱小隣国を侵略するために近代の軍備充実をはかる軍需産業、重工業を建設・育成するようになったのである。

(注1) 山本笑子「英法における扶養義務について」(法学論叢)五九巻五号、九二―三頁(参照)。

(注2) R. H. Lawney and E. Power, Tudor Economic Documents, 1924, I, pp. 371-376.

まず政府が資本主義的に育成した軽工業といっても、当初その中心は、幕末農家の養蚕業と結びついて専ら婦人の家内労働によって副業としておこなわれていた製糸業であった。それは、封建的支配者の寄生的消費都市を市場として問屋制家内工業の形態で営まれてきたものを、すでに幕末開港によって世界市場に結びつけられ、明治維新後はまさに輸出産業として政府によって育成されるようになった。それゆえ政府が明治五年富岡その他に官営模範工場を設立して以来、製糸業は、依然として仲買、問屋などの商業資本に支配されながらも、坐繰製糸さらに器械製糸によって、小営業段階からマニユファクチュア段階に発展した。けれどもそれは機械制大工業の段階には発展しえなかったどころか、なお大部分の地域で、イタリア式、フランス式等の製糸機械を簡易化した器械製糸にも発展せず、在来の技術を改良したにすぎない坐繰製糸にとどまっていた。これは、国産繭の品質が多様なため、器械製糸に適さなかったことや、国内市場がまだ十分に統一されていなかったことによるだけでなく、やはり坐繰製糸が「家計補助」的低賃金に依存して、労働生産性のそれほど相違しない海外の機械製糸と競争しえなかったからにはかならない。

また、輸入綿布の国内市場からの駆逐による国内自給の確立を目指して育成された綿織物業もすでに幕末以来大衆消費のためにやはり農家の婦人の手で問屋制家内工業の形態で綿布を生産してきた。そして明治維新後小営業段階を揚棄しうるような条件をそなえてきた先進機業地帯では、「家計補助」的低賃金に依存して、輸入綿糸とガラ紡糸を原糸とすることによって、輸入綿布との競争にも勝ち、その販路を拡張することが出来た。それゆえボタン、ジャカードなどの輸入機械の導入が先進地帯ではかえっておくれたのである。ただ小営業段階に停滞していた後進地帯では、同じように「家計補助」的低賃金に依存していたにもかかわらず、外国の綿織物業との労働生産性の差異が大きすぎるために、輸入綿布に圧倒されて在

来綿織物業は衰亡にむかった。それゆえ、むしろこのような後進地帯や新興機業地帯で政府の殖産興業政策によってジャカード、ボタンが採用され、やはり「家計補助」的低賃金に依存しながらもマニユファクチュアが育成され、確立された。

ところがこの綿織物業に原糸を供給する紡績業は、在来の棉作Ⅱ手紡という、やはり農家の婦人による問屋制家内工業の形態をとった小営業段階では、すでにいちじるしく労働生産性を高めていた西欧の機械制大工業段階の近代的紡績業に対してあまりにもいちじるしく遅れていた。それゆえ、いかに「家計補助」的低賃金に依存したとしても、輸入綿糸に圧倒されて廃業されざるをえなかった。そこで、わずかにマニユファクチュア段階に発展しえたガラ紡業者が短期間だけ輸入綿糸と競争しうる製品を生産しただけで、政府は、輸入綿糸を国内市場から駆逐するために、紡績機械を輸入して資本家に払下げたり、この輸入代金立替払いの便宜を与えたり、あるいは官営工場を設立してやがてこれを「財閥」に払下げたりして機械制大工業を創設する保護育成策をとらざるを得なかった。そしてこのような結果、近代的紡績業は、資本家が、発達した機械で「家計補助」的低賃金労働者を働かせることによって、搾取率を高め、国内自給を確立するどころか、やがては製糸業に次ぐ重要輸出産業にまで成長させられて、これによって最も高い利潤率を確保しうるようになるのである。

とはいえ、製糸業、織物業、紡績業などの繊維工業が依存する農家の子女の「家計補助」的低賃金労働力は常に容易に確保されえたわけではなかった。当初資本家は窮乏化した土族の子女を採用すると共に、農家の子女を縁故で次第に遠方まで範囲を拡大しながら募集していった。

ところが明治二〇年代においてはこれら繊維工業の急激な発展と、紡績業の都市への集中とによって、農家の子女を募集することが困難になってきた。このような募集難が生じたのは、窮迫農家がますます多くその子女の労働力を売らざるをえなくなるようなことがなかったのではない。かの女らが「家」の労働組織にしばらくはながら労働力を売らざるをえないために、遠隔地の募集には容易に応じえなかったからである。<sup>(注)</sup>そこで一般的な労働力不足のばあいにみられるように、賃金上昇

は容易にはおこりえない。むしろ、このような農村の日本独特な潜在的過剰人口が増大するかぎり、資本家が農家の子女を誘拐的方法で連れ出すために「募集人制度」を採用し、かの女らを「前貸金制度」や「寄宿舎制度」で拘束することによってやはり「家計補助」的あるいは「口べらし」的低賃金で長時間働かせることが出来たのである。

次に藩閥政府がまず近代的軍備充実のために建設・育成した軍需産業・重工業の中で、殖産興業の見地からとくに重視したのは、鉄鋼業・造船・機械工業と炭鉱業であった。

鉄鋼業は、幕末、主として消費財生産のための鋳物原料を生産する手工業、零細マニファクチュアの形態をとった製鉄業しかみられなかったため、政府が、艦船・兵器・鉄道・土木工事用生産財生産のために官営釜石製鉄所を建設したことによって土台がきずかれた。

造船・機械工業は、幕府、諸藩が建設し、経営していた兵器生産のためのマニファクチュアを、政府が官営で機械制大工業に仕立てあげたことよって、形成され、陸海軍工廠がその中核となり、後に「財閥」へ払下げられた三菱長崎造船所と兵庫造船所(川崎造船所)に加えて、平野造船所(石川島造船所)、大阪鉄工所、田中製作所などが資本家によって設立されていった。

そしてこのような重工業は、繊維工業を中心とする軽工業が、農家出身の婦人・年少者による不熟練労働に依存したように、同じ機械制大工業であるかぎり、新たな分業の一環として、やはり少なからず不熟練労働に依存した。しかしそれは重労働であったので、幕末以来発生していた浮浪遊民と同じように、明治維新後も農家を離れるか一家離散して労務供給業者のもとにおかれた男子不熟練労働者、いわゆる「人夫」「寄場人足」を政府・資本家は「臨時職工」として数多く採用した。この「臨時職工」は、「繁忙期に雇い入れ、無用となればいつでも解雇できる」もので、不足な場合には、窮迫農家からの「出稼人足」をも採用した。ところがその大量な労働力供給は農閑期にかぎられていたので、「臨時職工」として必要な労働

力を確保するために個人の労働力をも利用せざるをえなかった。<sup>(注2)</sup>そこで重工業では、政府・資本家は、あとでのべる炭鉱と同じように、低賃金の不熟練労働力を確保するために、半封建的な労働関係にもとづく労務供給業、「飯場制度」「請負人制度」「監獄部屋」を専ら利用したのである。このようにして、鉄鋼業、造船、機械工業は、前節でのべたように、紡績女工の「家計補助」的低賃金に等しい「人夫」「人足」の低賃金、さらには、囚人のそれ以下(約半額)の低賃金にも依存しえたのである。

とはいえ、重工業の基幹労働力は、熟練労働力である。明治維新後政府によって一挙に創設された機械制大工業の新たな分業の技術的基礎に適合するような熟練労働力は、幕末が小営業段階末期にあっただかぎり、もちろん容易には確保されえなかった。政府・資本家は、伝統的熟練を利用しうるかぎりでは、いわゆる木工のように職人を熟練労働者として雇用したが、新しい熟練を要するかぎりでは、やはり農家出身者を主体として職人出身者、商人出身者を採用し、外国人技術者、外国人労働者のもとで熟練工を養成しなければならなかった。士族出身者をも採用したが、かれらはいいてい下級技術者に養成されることが多かった。

このような熟練工養成のために設けられたのが見習職工制度である。それは、すでに基本的には近代的な機械制大工業に適応するものでありながら、封建的な徒弟制度または年季奉公制度と同じように、契約の自由に反するかたちで労働者を採用することによって、見習期間中はやはり「家計補助」的低賃金にも及ばない「小遣銭」的低賃金で労働者を搾取しながら熟練を身につけさせるものであった。見習期間中の賃金が「小遣銭」的なものであったことは、さきの明治二〇年代に繊維工業の女子労働者や重工業の男子不熟練労働者の賃金が一日八銭前後であったが、明治三〇年頃でも芝浦製作所で見習期間中一日六銭の手当を支給したと記されていることでも、およそ推測できる。<sup>(注3)</sup>

しかし見習期間を終えれば、この芝浦製作所でも一日二〇銭ないし二四、五銭の手当を支給したといわれるから、見習期

間中の三、四倍以上の賃金が支払われたものと思われる。しかも、官営工場においても同様であることは、明治二〇年前後に横須賀製鉄所、大阪砲兵工廠、小野浜造船所などで熟練職工の賃金が平均一日三〇銭、二〇銭ないし一円二〇銭であり、小石川砲兵工廠で平均五二銭、三〇銭ないし一円三〇銭であったことでもわかる。<sup>(注4)</sup> しかもこのような熟練職工の賃金が、当時の職人の日給を基準にして決められたことは、明治二〇年の「東京商業会議所議事録」によれば、左官職の日給が二一銭ないし六一銭、石工職の日給が三〇銭ないし一円三銭であったことでも想像できる。このように、当時の職人、重工業熟練職工の賃金が不熟練職工の賃金にくらべていちじるしく高かったのは、職人、熟練職工が、出身農家などの家父長的な「家」からまだ完全には分離していなかったせよ、都市に定着して一夫一婦制単婚家族を形成しつつあったかぎり、自分と家族の生活をたえ不十分なながら、支えうるだけの賃金を支払われなければその労働力を売ろうとしなかったからである。

ただ熟練職工の賃金が職人の日給をこえる水準にまで高められていたのは、見習職工制度が官営工場・軍工廠を中心とする少数の大工場にかぎられており、藩閥政府によって建設・育成された工業の急速な発展にとっては熟練職工が不足がちとなり、他の工場への移動がはげしかったからである。

また、これら官営工場を中心とする少数の大工場では、このような熟練労働力の不足による移動を防止するために、年期を定めてその期間は絶対に退職しないという契約を結ぶ「定雇職工」の制度を設けて、「渡り職人」的な、年期の定めがない「日雇職工」と区別した。その上、「定雇職工」の中から、見習期間中、「伝習生」「習業生」または「職工生徒」を選抜して技術教育を与え、下級技術者II工手に昇進する道をひらくとともに、零細工場主として自立する途をも残した。

政府はまた、殖産興業政策の一環として「職工学校」を設けたが、それは、結果的には、熟練職工よりも下級技術者や官吏の養成機関になった。そして以上のような熟練労働力確保のための対策は、近代的な機械制大工業における管理監督機構としての職制をも確立することになった。そしてこのことは、なお封建的な遺制をとどめている日本の社会にあって、熟練

職工の身分を相対的に高め、賃金をも相対的に高めていただけでなく、熟練労働力確保のための対策がすすんでいた官営工場の賃金をとくに相対的に高めた。それゆえ官営工場においては、さきの「臨時職工」として働いている不熟練労働者の一日八銭内外という賃金の最低と、「定雇職工」として働いている熟練労働者の一日一円をこえる賃金の最高との格差はすでに一〇倍以上にもおよんだのである。しかもこれらの職工が、「工員」として時間給、日給または請負給の形態で賃金を支払われたのに対して、主として管理・監督労働に従事する賃労働者は、「職員」「官吏」として月給の形態でより高い賃金を支払われ、その上に賞与を支給された。

このことは、軍需産業・重工業に属する官営工場の平均賃金をそれだけ高くしたが、天皇制政府が労働者を優遇したということを意味するものでなく、上から資本主義的重工業を育成したわが国において、資本の専制支配の体制をまず官営工場に確立したことを意味している。したがってこの体制がまだ官営工場にまでおよんでいないかぎりにおいて、重工業に属する官営工場でも男子熟練職工の賃金は官営工場ほどには高められなかった。ましてや女子の多い製糸業をはじめとする軽工業が大部分を占めている官営工場の男子職工の平均賃金は、女子の平均賃金の二倍以上になっていたとはいえず、官営工場の男子職工の平均賃金の二分の一、あるいはそれ以下であり日雇人足の賃金に近かった。このことは第一表に示されている。

炭鉱業は、鉄鋼業との関連で、まず、官営の高島、三池、幌内の三炭鉱を中心に、やはり藩閥政府によって育成され、ついで、筑豊諸炭鉱が財閥によって急速に発展させられて、マニファクチュア経営に機械技術が導入された。その結果これらの大炭鉱においては、不熟練労働力が多く需要されたが、その労働は、地下労働であるかぎり、危険な重労働であっ

第一表 官営・民営工場の平均賃金

男		女	
	銭 厘		銭 厘
東京砲兵工廠	52.0	富岡製糸場	7.2
横須賀造船所	31.0	民間工場	8.7
民間工場	17.3		
日雇人足	15.7		

労働省労働統計調査部「労働統計調査月報」第9巻、第9号、12頁による。  
(備考) 民間工場は製糸工場が大部分で他に鉄工場、造船工場、ガラス、マッチ、食品工場。

た。そこで幕末からそうであったように、重工業の不熟練労働力のばあいのように、土地を失って一家離散した農民や浮浪人を雇用する以外に労働力を確保しえなかったので、炭鉱資本家は、かれらと特殊な関係にある納屋頭に労働者を集めさせて、労働の監督、賃金支払、賞罰、衣食住の世話など一切をまかせて半奴隷的な強制労働の体制をかためた。そしてこのような「納屋制度」によって十分な労働力を確保しえない炭鉱では、やはり、囚人を利用したのである。他方、民間小炭鉱の労働は、やはり危険な重労働であったとはいえ、手工業的なものであったので、農民の冬期季節労働と村方坑夫と、これを指導する「渡り坑夫」によっておこなわれていた。

このような炭鉱労働者は、採炭、運搬のばあいには、納屋頭の請負給制で、その危険な重労働をいちじるしく強化され、一日二〇銭ないし、三〇銭の賃金を支払われ、日給制の炭鉱でも、一二時間におよぶ長時間労働ではほぼ同額の賃金を支払われていた。坑外の職工、雑夫は日給制でより低い賃金しか支払われず、炭鉱労働者の家族である婦人・年少者が補充労働力として利用された場合には、ただ同然の低賃金しか支払われなかった。いうまでもなく、囚人労働の賃金はいちじるしく低かったらしく、このことは囚人を最も多く使った三池炭鉱の平均賃金が筑豊や高島炭鉱にくらべて低くなっていることでもわかる。<sup>(注4)</sup> いずれにせよ、炭鉱業もこのような低賃金と苛酷な労働によって明治維新以来急速に発展し、官営炭鉱の「財閥」への払下げと、「財閥」の炭鉱業への進出によって、さきの軍需産業、重工業のためのエネルギー産業として確立されていったのである。

要するに、低賃金基盤の上に、殖産興業政策がすすめられた結果、すでに日本独特な低賃金構造の萌芽形態が形成され、資本の専制支配と搾取の体制が確立された。即ち、具体的には、明治二〇年代には、民営工場の職工約二〇万のうち、繊維工業を中心とする軽工業で働く一三、四万の女子労働者、その他に約百万戸と推定される労働者一〇人未満の製糸・織物業を主体とする家内工業に働く婦人の「家計補助」的低賃金、重工業、運輸、土木事業などに「人夫」「日雇」として働く一

五、六万の男子不熟練労働者、炭鉱を中心とする鉱山に働く約一〇万人の男子労働者の極端な低賃金(それは囚人労働のさらに低い賃金によってけん制されている)、および見習期間中の若い男子労働者の極端な低賃金を、広い底辺とし、その上に、重工業を中心とする官営工場に「職工」として働く六、七万人の男子熟練労働者の、「家計補助」的低賃金の三、四倍から一〇倍以上におよぶ賃金と、「工員」に対する「職員」として事務・管理・監督労働に従事する労働者のより高い賃金とがそびえたつという賃金分布が形成されたのである。

(注1) この点を独特な立場から早く指摘されたのは、渡部徹「明治前期の労力市場形成をめぐって」(京大人文科学研究所「人文学報」四、昭和二八年)である。

(注2) この点について最初の貴重な研究は遠藤正男「明治初期における労働者の状態」(「経済学研究」七の四、昭和一二年)である。

(注3) 横山源之助「日本の下層社会」岩波文庫版二三七頁。

(注4) 遠藤正男、前掲論文参照。

## 日清戦争後の日本資本主義の確立と低賃金構造の生成

まえにのべたように、低賃金基盤の上に、強行された殖産興業政策は、繊維工業を中心とする軽工業を輸出産業として、鉄鉱業、造船、機械工業を中心とする重工業を軍需産業として、さらに、炭鉱業をそのエネルギー産業として保護育成したばかりでなく、また、すでに日本独特な低賃金構造の萌芽形態をも形成した。このような過程で、注目されねばならないのは、貨幣資本が産業資本に転化され、労働力に対する搾取率を異常に高めることによって急速なテンポで資本蓄積をすすめる条件が整備されてくると、明治一三年頃までは不換紙幣発行によってインフレ政策をとってきた天皇制藩閥政府も、不

換紙幣を整理してデフレ政策に転換したことである。

すでに政府は、士族に禄支給をやめた代りに公債を与えたが、その大部分が「政商」Ⅱ「財閥」をはじめとする資本家の手に集められたので、インフレ政策がとられているかぎり、その市場価格が低下し、金利も異常に高くなって、その産業投資がさまたげられることになった。そこで政府は、明治一四年日本銀行を設立して銀行紙幣を償却して、正貨をたくわえて兌換制度を確立した。事実、その結果紙幣整理がすみ、正貨準備が充実してくると、金利は低下し、公債も値上りして、金禄公債も産業資本に転化され、多くの工場が創設されるようになった。政府は、また、地租改正によって地租が八割以上も占めるような租税収入をさらに増加するために、各種の間接税を増額または新設し、地方税を重くして国費の一部を節約した上に、財政支出を節減するために、官営工場、鉱山を、三井、三菱、住友等の「政商」Ⅱ「財閥」に払下げていった。

ところがこのようなデフレ政策は、物価を低落させた上に、租税の大衆負担を重くしたので、小企業を破産させ、とくに農民を没落させた。米、繭、生糸がはげしく値下がりし、農村工業が、輸入品や、国内に建設された機械制大工業の製品に圧倒されて破滅していった上に、地租に加えて府県税、町村税が農民に重くのしかかってきたので、農家は、窮迫して中農層以下が急速に没落した。このような農民層の分解は、すでに廃藩後天皇制藩閥政府への期待を裏切られて一揆にたちあがった農民の闘争と、その上にもあがってきたブルジョア民主主義革命を要求する自由民権運動を分裂させ鎮圧しうる条件をつくりだした。事実、藩閥政府は自由民権運動を徹底的に弾圧した上で、明治二二年、大日本帝国憲法を公布し、ごまかしの譲歩にすぎない議会開設によってむしろ天皇制権力機構を整備した。

さて、以上のような事情のもとで、窮迫農家出身の子や没落農民の労働力供給の増大によって低賃金基盤が固められたことは、いうまでもない。それゆえ明治一七、八年を中心におこなわれた官営工場、鉱山の払下げを通じて、デフレ政策による沈滞が底をついた明治二〇年以後、「政商」Ⅱ「財閥」によって資本蓄積が急テンポですすめられ、生産も急激に増大したのである。官営・民営を合せて、工場数は、第一表のように、明治一九年の一、一〇八から明治二三年には二、二九六という二倍以上に増加し、職工数は明治一九年の一二四、五三七人から、翌二〇年一一一、七九一人に減少してから、増加に転じて二三年には三五七、一一五人と三倍以上になった。工業生産も明治一九年にくらべて二三年には一・八倍に増加した。

ところが、国内市場は、いわゆる本源的蓄積の過程で形成されつつあったとはいえ、農民の窮迫と労働者の低賃金によってせまくかぎられていたばかりでなく、まだ外国商品にかなり浸蝕されていた。しかも日本市場の海外市場への進出もまだそれほどではなかった。それゆえ明治二〇年以後、「財閥」Ⅱ資本家の利潤増大をめざす企業の拡張、新設競争によって生産が急激に増大した結果、生産過剰となり、銀相場の暴騰とアメリカの恐慌による生糸輸出の激減などを契機として、明治二三年銀行の貸出抑制、操業短縮、小企業の破産などというかたちで恐慌が勃発した。日本資本主義は、まだ産業資本が確立していないのに、早くも、最初の恐慌にみまわれたのである。この恐慌は、とくに米の大凶作によって激発されたので、各地に米騒動をひきおこした。そして民営工場職工数が明治二三年の三四六、九七九人から明治二四年の三二二、六二四人、二五年の二九四、四二五人、二六年二八五、四七八人と減少しているように、労働者が少なからず解雇され、失業させられたが、このような恐慌、不況の過程で、小工場を犠牲にして機械制大工業・産業資本が確立される道がきりひらかれていた。

それゆえこの恐慌後、まさに成長期にある産業資本が、国内市場のせまさと外国商品の侵入という事情のもとで、海外市場、とくに朝鮮に販売市場を強く求めるようになってきたことはいうまでもない。しかし朝鮮に対する植民地支配を最も強く要求するようになったのは、それによって貿易と海運を温室的に成熟させていわゆる本源的蓄積の強力なテコにしようとした天皇制絶対主義にほかならなかった。もちろんそれも、産業資本の成長を促すためにはあるが、朝鮮における清国に

対する政治的敗退と欧米列強のアジア進出に対する脅威によって促進された点に特徴があった。それゆえ日本の朝鮮進出は清国との戦争を避けられなくし、欧米列強の干渉をまねく危険性をともなっていた。そこで天皇制政府は、まずイギリスと、なお完全には対等ではない条約改正をおこなった上で、イギリスの援助によって、日清戦争をおこさざるをえなかったのである。

この日清戦争は二億円以上に上る巨額な戦費を公債の公募や大蔵省預金部の公債引受および日銀からの一時借入金でまかなうことによって遂行され、十分な財政力もなしにはじめられた。しかし、戦勝によって、天皇制政府は、朝鮮を清国から完全に分離し、遼東半島と台湾、澎湖列島を割譲させ、銀二億両(約三億円)の償金をとり、新通商条約によって欧米諸国を上まわる権益を清国から獲得した。その後ロシア、フランス、ドイツ三国の干渉で、銀三千万両を代償として遼東半島を返還せざるをえなくなったが、このことはかえって、清国に対する侵略的野望を一層強めた。そこで政府は償金の大部分を、明治天皇のいわゆる「再戦」(佐々木高行「明治聖上と臣高行」)にそなえて軍備拡張にあてたのである。それゆえ官営軍需工場がいちじるしい発展をとげた。政府は、また、償金としてえた金で明治三〇年に金本位制を確立することによって欧米列強と対等な地位に立とうとした。この時期に金本位制をとることが輸出増進に決して有利ではなかったのに、これを断行したのは、上記の理由もさることながら、イギリスにつぐ欧米列強との条約改正で不完全とはいえ関税自主権を獲得したことによって、それでも低賃金を武器とする輸出増進をはかることができるようになったからであり、また、そうすることによってむしろ軍備拡張のための外資導入の道をきりひろくこともできたからであった。このことは、日清戦争でも明らかにされたように、レーニンの指摘した通り、日本資本主義が、「東方、アジア諸国を圧倒する可能性をもっていたが、他国の援助なくしてはいかなる独自の財政力も軍事力ももてなかつた。」<sup>(注1)</sup>ことを示している。

さて天皇制政府は、日清戦争後兵力を戦前の二倍とする軍備拡張計画のために、鉄道の建設、築港、航海奨励法の公布、

電信電話の拡張を行ない、台湾における鉄道敷設、基隆の築港、台湾銀行の設立等の植民地経営をすすめたばかりでなく、八幡製鉄所を設立して、清国から略奪的に輸入した大冶鉄鉱石を原料として銑鋼一貫作業の第一歩をふみだした。そしてこのような軍事的な殖産興業のための財政支出は、償金以外に、大衆負担の間接税をふくむ、戦前の二倍をこえる増税、「財閥」系大銀行の資本力強化に役立つ公債発行によってまかなわれ、六億五千万円強という歴大な額に達した。この額は、明治二七年から三六年までの十一年間における民間新投資総額六億三千万円をやや上まわるものであった。それゆえ軍工廠を中心とする官営工場の拡張、新設によって重工業が急速に発展させられた。このことは、官営工場が明治二七年から三六年までの間に、五、九八二から八、二七四に増加したのにもなつてその職工数が三八一、三九〇人から四八三、八三九人に増加したのに対して、官営工場は一七から四九に激増したのにもなつて、その職工数も一四、五六九人から六一、八七六人に激増したこともわかる。しかも重工業部門では官営工場の比重が増大しただけでなく、官営工場も他部門にくらべて大規模に拡張・新設された。このことは、機械工場職工数の占める割合が明治二七年の四三・三%から明治三七年の五五・八%に高まっていること、<sup>(注2)</sup>および明治二七年に対する三六年の機械工場職工数の増加率が最も高く、二倍になっていること<sup>(注3)</sup>に示されている。

しかし重工業の発展は、それがいかに急速であっても、官営工場の拡張・新設により、軍備拡張にもとづく軍需に依存しているかぎり、国家財政の規模に制約されており、官営工場の拡張・新設によるばあいにも、紡績業を中心とする軽工業の高い利潤率によって投資が制限されているために、やはり限界をもっている。それゆえ綿業を中心とする繊維工業・軽工業は依然として優位を占めており、しかも日清戦争の勝利によって清国と朝鮮に市場を確保しえた結果として、また、軍需のための資源、生産財輸入を増大するための輸出産業として、いちじるしい発展をとげた。

紡績工業は、明治二七年に対して三六年に職工数を二六%増加させたにすぎないが、その中で綿糸紡績業はめざましい発

第二表 男女別、年齢別職工数 (明治32年)

	男			女			計		
	14歳未満	14歳以上	計	14歳未満	14歳以上	計	14歳未満	14歳以上	計
繊維工場	2,140	30,989	33,129	25,529	188,459	213,988 (86%)		219,448	247,117 (100%)
機械工場	539	21,148	21,687	250	680	930	789	21,828	22,617
化学工場	2,460	19,543	22,003	4,846	11,742	16,588	7,306	31,285	38,591
飲食物場	229	13,072	13,301	1,317	9,205	10,522	1,546	22,277	23,823
雑工場	1,235	13,407	14,642	1,327	6,024	7,351	2,562	19,431	21,993
特別工場	1,215	32,142	33,357	361	5,050	5,411	1,576	37,192	38,768
	7,818	130,301	138,119	33,630	221,160	254,790	41,448	351,461	392,909

明治32年「全国工場統計表」

第三表 民営工場男女別職工数

	計	男	女
明治27年	381,390 (100)	141,914 (37.3)	239,476 (62.7)
28	418,140 (100)	169,515	248,625
29	434,832 (100)	173,614 (40.0)	261,218 (60.0)
30	437,254 (100)	182,792 (41.8)	254,462 (58.2)
31	412,205 (100)	177,632 (43.1)	234,573 (56.9)
32	423,171 (100)	158,793 (35.2)	264,378 (64.8)
33	422,019 (100)	164,712 (39.1)	257,307 (60.9)
34	433,812 (100)	167,904 (38.7)	265,909 (61.3)
35	498,891 (100)	185,622 (37.2)	313,269 (62.8)
36	483,839 (100)	182,404 (37.7)	301,435 (62.3)

農商務省「農商務統計表」

日本資本主義の成立と低賃金基盤の形成

六九 (五三七)

展をとげ、工場数、職工数ともに約二倍に増加し、運転鍾数は二・四倍、機械馬力数約三倍に増大し、生産高も二・七倍の増加を示した。このような発展過程で、明治三〇年以降国産綿糸輸出高が外国綿糸輸入高を上まわるようになり、綿糸が生糸につく輸出品となったことは注目されねばならない。いうまでもなく、このように輸出産業としての紡績業が発展しえたのは、明治二九年に綿糸輸入関税が撤廃され、政府の保護によって、技術水準の相当高い工場が建設されたからであるが、やはり何よりも、資本家が窮迫農家出身の女子の「家計補助」的、「口べらし」的低賃金に依存して高い利潤率を確保しえたからであった。

このことは、第二表のように、明治三二年当時、繊維工場でとくに女子労働者が八割以上を占め、十四歳未満の幼年労働者が一割以上を占めていることでもわかる。

以上のように紡績・繊維資本を中核とする日本産業資本は、日清戦争後の産業革命を経て、まさに窮乏農家出身の婦人、幼少年労働者の「家計補助」的、「口べらし」的低賃金を土台にして確立されたのである。第三表のように、明治二七年から三六年にかけて職工十人以上の工場の労働者の中の女子労働者の比重が高いままであるのは、このことを反映している。

それゆえこの時期に工業は、商業とともに、民間事業の中で最も急速なテンポで発展し、その払込資本額の増加率は、明治二七年にくらべて三六年には、三八五%を示し、銀行の三七〇%、運輸業の三〇〇%をしのいで、トップに立った。ただこの間における前期の民間新投資総額六億三千万円のうち、工業はまだわずかに二〇%であり、銀行が四四%を占めている。このことは、工業における資本蓄積を急テンポですすめるために、社会の遊休資本を集めて融資する銀行の役割が日本ではすでにこの頃からとくに大きく、しかも工業における剰余価値の増大よりもいちじるしく急テンポで資本蓄積が強行されたことを意味している。しかもこのような資本蓄積は、低賃金を基盤とする労働力に対する高い搾取率によって、莫大な剰余

六八 (五三六)

価値を生産しえたかぎりでのみ、可能だったのであり、逆にまた低賃金と高い搾取率に対する産業資本の要求をますます強めていった。

さて、このような急テンポな資本蓄積の強行によってまた相対的過剰人口がこの時期に大規模に形成されたことは、ことに注目されねばならない。官営軍需工場はいまでもなく、民営工場の建設にあたって、進歩した機械技術が欧米先進諸国から一挙に輸入採用され、資本の有機的構成がいちじるしく高められた。けれどもその結果、労働力需要が絶対的にはかなり増加して、労働力不足現象すら生じた事情のもとで、相対的過剰人口が形成された点に、特徴があった。いま明治二七年から三六年までの十カ年間の職工十人以上を雇用する工場の職工数をみると、官営工場では、その職工数が一四、五六九人から六一、八七六人に増加し、民営工場では、その職工数が三八一、三九〇人から四八三、八三九人に増加している。このような官営・民営工場職工数に、鉱夫数が一〇一、五〇〇人から一五七、五〇〇人に増加したのを加算すれば、工場・鉱山の労働者数は四九七、五〇〇人から七〇〇、〇〇〇人に増加したことになり、実に四割の増加率を示している。このような雇用増加の過程で、産業資本はいわゆる「職工の欠乏」に直面したのであるが、かかる労働力不足現象をともしないながら相対的過剰人口が日本独特な形態で形成されたのである。

すでにのべたように、地租改正をテコとするいわゆる本源的蓄積によって、寄生地主制と家父長的な「家」が農村に残されたかぎり、窮迫農家の娘や二・三男は、「家」の労働組織にしばらくはならその労働力を買らざるをえなかった。それゆえ工業における資本蓄積が強行されて労働力需要が増大し、遠隔地の募集が増加すればするほど、日清戦争前と同じように、否それ以上に、労働力不足が生ずるのは当然である。それにもかかわらず、すでにのべたように、資本家はあいかわらず、「募集人制度」や「前貸金制度」や「寄宿舎制度」を利用して「家計補助」的あるいは「口べらし」的低賃金を維持することができたとはいえ、その賃金は、労働力不足から、従来の農業日雇の賃金よりはましなものでなければならなくなってきたし、事実そうなってきた。そこで、日清戦争後の産業資本の確立過程で、農業にも、幕末からあった手作地主の資本主義経営が発展する傾向が全くなかったわけではないのに、窮迫農家の娘や二・三男が工業の賃労働者となって都市へ流出すればするほど、手作地主は農業日雇にもまえよりましな賃金を支払わなければならなくなってきた。それゆえ手作地主は農業経営に投資するよりも、窮迫農民に高利貸して土地をとりあげ、寄生地主として高率小作料をとった方がますます有利になってきた。その結果、寄生地主制がかえって拡大し、小作地の全耕地に対する割合は明治二五年の三九・九九%から三六年の四四・四八%に高まったのである。ところが農業以外の分野で資本主義が発展するにつれて農村にも商品経済が浸透したので、農民の中には、売る米も多くなれば買う肥料や生活用物資も多くなり、戦後は税負担も一段と重くなったために、窮迫する者が急増してきた。そこで、かれらは拡大する寄生地主制のもとで小作人となるほかはなかった。日本における農村の潜在的過剰人口は、このような事情によって農村労働者として、あるいは農業日雇として、その片足をつねに被救恤的窮乏の淵にさしいられているのではなくて、まさに、農民家族として、とくに小作農民家族として、その片足をつねに被救恤的窮乏の淵にさしいられて、農業以外の産業で賃労働者になろうとする者であった。日本では、農民家族であることがそのまま潜在的過剰人口であり、日清戦争後寄生地主制の拡大によって、それはきわめて広汎に形成された。

しかし明治三一年施行の民法にもみられるように、家父長的な「家」がなお温存されていたために、この潜在的過剰人口には「家」の労働組織にしばらくはなら、なお容易には都市に流出しえなかった。それゆえ潜在的過剰人口が増大したにもかかわらず、労働力不足現象がしばらくは生じ、賃金はやや上昇した。とはいえ、窮迫農家の子女が「家」の一員として「家計補助」のためにその労働力を売り、寄生地主制のもとで農民がその生活要求と生活慣習を低くおさえられていたかぎりでは、潜在的過剰人口を前提にして、その賃金上昇も「家計補助」的低賃金を克服するほどではありえなかった。

しかも農村の潜在的過剰人口が、日清戦争後の工業の急速な発展によって賃労働者になったとしても、すでにのべたよう

に、もともと極端な低賃金に依存して、なおマニユファクチュア段階にも発展しないまま問屋制家内工業の形態で国際競争にもたえてきた製糸業・織物業に就業する者がきわめて多かった。その数がいかに多かったかは、職工十人未満雇用の事業所における労働者数が明治三二年九六万人にものほり、十人以上雇用の事業所における労働者数四五万人をはるかにこえていることでもわかる。そのほかに、日雇、「人夫」「人足」となるものも、統計では把握されえないが、おびただしい数にのぼっている。そしてこのような家内工業労働者や日雇労働者が、「現役労働者軍の一部をなすが、その就業は全く不規則である」し、「労働時間の最大限と賃金の最小限」によってその生活状態を「標準的水準以下」に下げられているという点で、停滞的過剰人口に属することは明らかである。日清戦争後、このような停滞的過剰人口が農村にも都市にも広汎に形成されたのである。しかし賃金水準を規定する基準そのものが紡績業などの大工業女子労働者や重工業男子不熟練労働者の「家計補助」的、「小遣銭」的低賃金であるために、家内労働者や日雇労働者の賃金もそれと殆ど変わりなく、その生活状態も「標準的水準以下」とはいえ、大工業労働者の「標準的水準」と大差がない、という点に、特徴が認められた。

さて以上のような事情から、日清戦争後の産業資本の確立過程で、日本資本主義固有の深刻さをもった矛盾と脆弱性がつくりだされたことは見失われてはならない。それは、すでに産業資本の確立以前に萌芽的に形成されて明治二三年の最初の恐慌をひきおこした矛盾であるが、ほかならぬ上述の日本独特な潜在のおよび停滞的過剰人口の広汎な形成と低賃金にもとづいて国内市場があいかわらずせまい範囲に制限されたまま、日清戦争後生産能力がさらに拡大されたことによつて、まさに構造的な矛盾となった。それゆえこの矛盾と脆弱性のために、海外市場への依存度が高められるとともに、過剰生産恐慌が勃発しやすくなるのは当然である。事実、日本資本主義は、明治二七年から三六年までの十一年間に二度も恐慌に直面せざるをえなかった。その一度目は、金本位制確立による輸出減退を契機とする明治三〇年から三一年までの恐慌であり、二度目は、北清事変による輸出減退と棉花凶作を契機とする明治三三年から三四年までの恐慌であった。しかもこれらの恐慌

ごとに労働力需要が減少して、労働力不足現象が中断され、解雇や企業の倒産によつて相対的過剰人口が急性的にあらわれ、これがまた「家計補助」的低賃金を維持しうる条件ともなった。もっとも恐慌後の活況、好況によつて労働力需要が再び増大して相対的過剰人口が吸収されていき、労働力不足現象が再び生じたとしても、農村の膨大な潜在的過剰人口が吸収されつくすということはありえなかった。しかも政府は、恐慌・不況期にむしろ帰農奨励によつて過剰人口が潜在化されるような政策をとり、ただ解雇されてやがて再雇用されるというような流動的形態をあまりとらないようにした。このことは、一面では、寄生地主の搾取対象としての農民家族を維持し、好況期に労働力不足現象を生ぜしめたのであろうが、他面では、農村の潜在的過剰人口を累積させて「家計補助」的低賃金労働力の汲めどもつきぬ貯水池をつくりだした。以上のように、日本資本主義の確立過程で相対的過剰人口が独特な形態で形成されたが、このような条件のもとで、低賃金構造は、すでに形成された萌芽形態からいかに生成してきたであろうか。次にそれをみることにしよう。

(注1) レーニン「国際情勢並びに共産党インターナショナルの基本的任務に関する報告」(コミンテルン第二回大会における報告)

(注2) 「労働統計調査月報」第九巻第九号二二頁。

(注3)

	明治二七年	明治三六年
紡績工場	二二五、二二七人(二〇〇)	二七〇、九七四人(一一二六)
機械工場	一六、九七九人(二〇〇)	三四、二二三三人(二〇一)
化学工場	五二、八〇九人(二〇〇)	四九、九八八人(九五)
食品工場	二六、二〇三人(二〇〇)	三五、九二〇人(一三七)
雑工場	二二、三五七人(二〇〇)	三四、二二三人(一五三)
特別工場	三四、七九二人(二〇〇)	五八、五二二人(一六八)

「帝国統計全書」森喜一「日本工業構成史」一六五―一七七頁による。

(注4) K・マルクス「資本論」第一部第二三章、青木文庫版、第四分冊九九四頁。

すでにのべたように、日清戦争後の産業資本の確立過程で、「家計補助」的低賃金にもとづく高い搾取率によって急テンポな資本蓄積が強行された結果、労働力不足現象をとめないながら、独特な形態で相対的過剰人口が形成された。ところがこの相対的過剰人口が、逆に、急テンポな資本蓄積を強行しうるような、高い搾取率を資本家に保障する独特な低賃金構造の生成を促進したのである。

窮迫農家の娘や二・三男が「家」の労働組織にしばらくならその労働力を売らざるをえなかったという事情が、日清戦争前のいわゆる本源的蓄積期と同じように、いな、むしろ一層はげしい労働力不足現象をもたらす原因となったことは、すでに指摘したところである。しかもこの同じ事情は、第四表・第五表のように、農民家族が貧困のために教育程度の低いままで賃労働者として働かざるをえないようにし、それゆえ、職業技術教育を受けにくくしていた。そしてこのことは、職業技術教育制度そのものが未発達であったこととあいまって、とくに熟練労働力の不足現象を強めた。このような労働力不足現象は、労働移動、即ち、具体的には、職工が少しでも高い賃金を求めて他工場へ移ったり、他工場から職工が引抜かれたりするような事態をひきおこした。

そこでこのような労働移動を防止するために、民営大工場も賃金を高めざるをえなかった。その結果、日清戦争前にみられた官営工場と民営大工場との賃金格差が殆んどなくなった。たとえば、すでに第一表で示したように、明治一八年には官営品の諸工場の平均が一七銭三厘であったが、明治三三年には、官営造船工場五〇銭に対して民営造船工場六一銭、官営印刷出版工場三六銭に対して民営印刷出版工場三九銭、官営鉄道車輛工場六二銭に対して民営機械工場五七銭、官営火薬

第四表 労働者の教育程度 (明治30年)

教育程度	男	女	計
無教育のもの	1,327	4,653	5,980
少し教育を受けた者	2,509	5,262	7,771
尋常小学校卒業	1,042	887	1,925
計	4,878	10,802	15,680

横山源三郎「日本の下層階級」岩波文庫版 180 頁。

第五表 三菱造船所職工・徒弟の教育制度 (明治36年)

	無教育のもの	僅少の教育あるもの	尋常小学校卒業程度のもの	高等小学校卒業程度のもの	合計
人員	862	1,738	1,998	520	5,118
百分比	16.80	34.00	39.08	10.16	100.0

工場三七銭に対して民営発火物工場二八銭、陸軍中央糧秣廠五六銭に対して民営飲食物工場三四銭五厘となっており、賃金格差が縮小しただけでなく、かえって民営工場のほうが高い業種もみられるようになった。しかしこのような民営工場の平均賃金が相対的に高くなったのは、大工場の平均賃金が相対的に高くなったからであり、大工場の平均賃金が相対的に高くなったのは、資本家が官営工場にはまれな、従来とおりの日雇人足なみの低賃金を土台としながら、熟練労働者の賃金を高めて企業内賃金格差を拡大して資本の専制支配の体制を確立した結果にはかならない。このことは第六表をみれば明らかである。

それゆえ大工場における賃金が相対的に高められたことは、決して労働者に対する搾取率が相対的に低められたことを意味するものではない。むしろ搾取率が高められたことを意味している。というのは、大工場の賃金が高められたのは、資本家が労働移動を防止するためだけでなく、むしろ搾取率を高めるために熟練労働者の賃金収入を増加した結果にはかならないからである。そしてその重要な手段となったのは、請負給・出来高払制と昇給制度とであった。

まず、請負給、出来高払制についてみれば、日清戦争後日給・定額払制から請負給・出来高払制へ移行する傾向が強まったことについては、横山源之助『日本の下層階級』や『職事情』に指摘されているとおりである。しかもそ

第六表 官 営 ・ 民 営 工 場 の 賃 金

賃 金 階 級	官 営		民 営		計		労 働 制 度	三 菱 造 船 所	石 川 島 造 船 所	海 軍 船 塢 工 場	新 潟 工 場	九 州 鐵 道 金 庫 小 倉 製 鐵 所	大 阪 汽 車 工 業 社	天 滿 鐵 工 場	大 阪 鐵 工 場
	人 数	%	人 数	%	人 数	%									
10銭未満	1	0.62	15	1.62	1	1	1	1	1	14	1	1	1	1	1
10～15	31	0.62	135	1.62	5	46	22	1	6	17	4	3	32	1	
15～20	70	1.40	234	2.81	9	62	22	14	26	28	10	1	62	1	
20～30	268	5.38	592	6.76	31	122	34	60	52	58	12	3	190	3	
30～40	711	14.27	1,131	13.60	48	470	115	24	46	78	46	5	299	5	
40～50	1,253	25.15	1,766	21.24	75	873	117	170	31	135	103	7	255	7	
50～60	983	19.73	1,610	18.40	104	731	108	215	27	161	90	4	170	4	
60～80	1,145	22.98	1,940	23.34	133	892	163	236	19	186	37	2	272	2	
80～1円	345	6.98	506	6.08	35	266	27	60	2	48	8	3	57	3	
1円以上	176	3.54	423	5.89	17	175	15	22	8	9	2	2	173	2	
計	4,982	100.0	431	8,321	100.0	3,637	623	801	231	720	312	30	1,510	30	

農務省「職工事情」生産社説第二巻、18～19頁。

これは、「人足日備取の上にも大工、左官、木挽の如き旧来より存する職人の上にも若しくは……鉄工場燐寸工場に於ても日給賃金より受負賃金に移る傾向ある如し」と横山によって指摘されているように、旧職人、熟練労働者、不熟練労働者、重工業、軽工業男女労働者を通じてみられるかなり一般的な傾向であった。ただ当時の請負給・出来高払制には、すでに、一口ワン割増制を研究し採用していた呉海軍工廠や八幡製鉄、ハルセー割増制を研究し採用していた三菱長崎造船のように、欧米の資本家的に洗練された能率賃金に近づけられようとしているものもあったが、たいてい単価が確定されていないためにたえず変動し、その上、賞与制、罰金制が付加されて、きわめて欺瞞的に運用されているものが多かった。このような請

負給・出来高払制は、横山が指摘しているように、労働者を一二時間以上、一七、八時間にもおよぶ長時間労働、強度の高い労働にかりたて、そのために欠勤や粗製乱造を増加させたほどであった。もちろん、それは、労働者の賃金収入の増加と温情主義的運用によって熟練労働者を企業にしばりつけて労働移動を防止する効果をも、あげることができた。しかし、出来高払制は、横山が、棟梁と職人の関係でも、親分子分関係を消滅させて金銭的關係に変えた、とのべているように、いかに温情主義的に運用されたとしても、やはり、自分の所得を増大させようという個人主義を助長したので、労働者を企業にしばりつけて労働移動を防止することは必ずしも適当な方法ではなかった。むしろそのために適当な方法として広く採用されはじめたのは、昇給制度であった。

当時の昇給制度は、労働者の退職、死亡、解雇によって生じた余剰金額で、年二回ぐらい、選ばれた労働者の賃金を少しずつふやしてゆくもので、選ぶ基準は、「勤怠」「成績」「企業への貢献」などであった。それは、また情実によって温情主義的に運用され、支払賃金総額を増加させずに、特定の労働者を企業にしばりつけようとするものであった。しかし女子労働者の初任給は、「家計補助」的低賃金であり、男子労働者の初任給も、見習期間中の「小遣銭」的低賃金にもとづいて、見習期間を終えた時に、それが急に引上げられるにせよ、やはり家族の生活を支えられないような低賃金なので、選ばれて何度か昇給をつづけて生活が楽になるものがあったとしても、それは数えるほどしかなかった。それゆえ昇給制度も、低賃金で労働者を「成績」その他のために過度労働にかりたてて、搾取率を高めるために利用されたのであり、労働移動を防止するにはそれほど役立たなかつた。というのは、労働者の中には、低賃金と過度労働にたえられないで、わずかな昇給や、各種の勤続奨励金にも期待せず、「貯金」「保証金」「信認金」などという名のもとに足留金として積立てられた大金をも捨てて、より高い賃金を求めて、他の工場へ移動していく者が少なくなつたからである。

このようにみると、大工場における賃金が相対的に高められたのは、請負給・出来高払制や昇給制度によって、大工

日本資本主義の成立と低賃金基盤の形成

場ほど可変資本をより多く投下して賃金収入を増大させることによって労働を刺激して搾取率を高めようとしたからであり、労働移動防止のための賃金増大もこの搾取率を高めるという目的を達成するかぎりにおいておこなわれたものであることがわかる。

ただ大工場と小工場との賃金格差には業種が同じばあいには限界があった。というのは、資本家が搾取率を高めようとするかぎり、技術的におくれた小工場は大工場よりも賃金・労働条件を引下げて競争しようとするために、大工場は、たとえば労働移動に対処するにせよ、競争上、労働者の収入をあまり増加させることが出来ないからであり、また、小工場も、労働移動に対処できるだけ労働者の賃金収入の増加をはからざるをえないからである。ところが賃金格差は、業種が異なっていて、小工場の多い業種と大工場の多い業種との間であまり競争がない場合のほうが、大きくなっていった。しかもそれは、同じ労働力不足現象といっても、それが、不熟練労働力または伝統的な手工業的熟練労働力を多く必要とするマニユファクチュア、小工場の多い業種よりも、近代的技能を身につけた熟練労働力を多く必要とする機械制大工場の多い業種の方がはなはだしかったことによつて一層拡大された。また、マニユファクチュア、小工場の多い業種は、もともと低賃金に依存して他国の同一業種との競争に打勝つて存続し、そこで輸出産業として発展したものが多かった。そこで、このような業種では、相対的過剰人口を極端な低賃金労働者として、停滞的形態で直接に利用することによつてあくまで低賃金を維持せざるを得なかつた。だからこのような業種と他の業種との賃金格差がそれだけ大きくなるをえないことは、いうまでもなからう。この例は、マッチ製造業に最も典型的にみられ、他の多くの業種についても、第七表の業種別職工賃金の統計をみれば推測されうる。けれどもこの統計で、各業種とも女工の賃金は同じように低く、男工の賃金も最低は、業種にかかわらず、女工と同じように低くて、近代的技能を身につけた熟練労働を必要とする業種の方がかえって最低の賃金は低くなっていることに注意する必要がある。これは、いうまでもなく、業種や企業規模にかかわらず、独特な潜在的過剰人口である窮迫農

家の娘や二・三男の「家計補助」的、「口べらし」的低賃金労働力、あるいは停滞的過剰人口である大都市スラムの貧民家族の「家計補助」的、「口べらし」的低賃金労働力を資本家が不熟練労働力あるいは未熟練労働力（見習職工）として利用していたからである。

また、各業種の職工賃金の最高は、大きな男女差を示しており、男に対して女は二分の一近くから六分の一（機械工場の

第七表 東京府下業種別職工賃金（一日当り）

	男 工			女 工		
	最 高	最 低	平 均	最 高	最 低	平 均
織糸刷工	1.10	.12	.40	.50	.9	.21
績糸刷工	.90	.5	.27	.70	.5	.24
織糸刷工	1.93	.7	.44	.83	.7	.24
織糸刷工	1.60	.8	.52	.40	.12	.20
織糸刷工	1.54	.12	.53	.23	.15	.20
織糸刷工	1.65	.10	.64	—	—	—
織糸刷工	2.80	.15	.52	.50	.11	.24
織糸刷工	.50	.22	.38	.23	.20	.21
織糸刷工	.55	.35	.45	.25	.15	.18
織糸刷工	.80	.15	.36	.28	.15	.16
織糸刷工	.50	.15	.33	.29	.15	.22

「労働統計調査月報」第9巻第9号。

ばあい)にまでおよんでいることも見落されてはならない。もともと女子の賃金は、家父長的な「家」の労働組織にしばられた、しかも男より地位の低い「家計の補い手」に支払われるものとしてとくに低かつたが、「家」が制度上民法で残された上に、熟練男子労働者がようやく都市に定着して一夫一婦制単婚家族を形成するようになった結果、昇給制度などで「家族の養い手」としていままでよりは賃金を高められざるをえなくなった。ところがかれらもやはり家族を養うに足りる賃金を支払われなかつたために、その妻が「家内奴隷」として家事労働を負担しながら「家計の補い手」としてその労働力を低賃金で売らざるをえなくなってきた。このようなことが、初任給だけでなく、とくに昇給において男女差をつけて、賃金の最高における男女差を大きくする条件となつたのである。そうしてこのように農村だけでなく都市でも、「家計の補い手」として女子労働力の供給が増大してきたために、女子の賃金はこの時期に全般的に引下げられる傾向を示した。だから賃金の男女差は一層拡大されたのである。

日本資本主義の成立と低賃金基盤の形成

第八表 重工業男子と繊維女工の賃金の推移

年次	重工業男子			繊維女工			小売米価 (一升当り)
	鍛冶工	鑄造工	平均	生糸工	綿力織工	平均	
明治 33 年	48 銭	47 銭	48	20	20	20	16
35 年	52	54	53	20	20	20	17
37 年	55	51	53	21	17	19	18

農商務省「全国職業別賃金(中等)」による。

第九表 全国 13 都市平均賃金指数

	名目賃金指数	卸売物価指数	実質賃金指数
明治 33 年	100.0	100.0	100.0
34 年	100.7	97.5	103.0
35 年	104.5	96.8	108.0
36 年	106.6	102.6	104.0
37 年	103.8	111.3	93.0

三宅喜二郎氏「我国に於ける賃金及び物価の統計的研究」  
商工省調査「全国 13 都市平均賃金指数および卸売物価指数」による。

たとえば、第八表のように、重工業男子職工の平均賃金と繊維女子の平均賃金との格差は明治三三年にくらべて三七年のほうが拡大したばかりでなく、この間に小売米価が値上りしたのに繊維女工の賃金だけはかえって引下げられたのである。

以上のような賃金構造の変化をふくみながら全国一三都市平均賃金指数は、第九表のように、明治三三年を一〇〇とすれば、三七年には一〇三・八%と名目的にはやや上昇したが、卸売物価指数は、一一一・三%に上昇したことによってかえって実質賃金指数は九三に低下した。

かかった。それゆえ日清戦争後労働者はますます多くの工場・鉱山で賃上げ、労働時間短縮を要求してストライキにたちあがりはじめた。すでに日清戦争前にも、甲府雨宮製糸の女工のストライキ、高島炭鉱の鉱夫の暴動、大阪の天満紡績の女工のサボタージュなどが起こり、大井憲太郎らの「東洋自由党」によって労働者保護法要求運動もおこされたが、労働争議は、

賃下げ、労働時間延長反対、監督者排斥が多かった。ところが戦争後、とくに明治三〇年以後は、賃上げ、労働時間短縮を要求する争議が多くなり、労働組合が結成されはじめた。明治三〇年に「職工義勇会」が設立されて労働組合結成を宣伝し、ついで「労働組合期成会」が高野房太郎、片山潜らによって結成されて、その指導のもとに「鉄工組合」が横断的組織としてつくりられ、日本鉄道会社の機関方のストライキ後、「日本鉄道矯正会」がつくられた。また、統計に示された争議件数および参加人員も、明治三〇年下半年だけで三二件、三、五一七人、明治三一年には四五件、六、二九三人にもなった。

このような労働者の階級的成長は、多くの労働者が出身農家との結びつきをたちきっていないために、少なからずまたげられていた反面、逆に農民に影響を与えてその階級的成長、生活要求の高まりを促した。それゆえ足尾銅毒事件に示される農民闘争、および小作争議が発展し、被差別部落民の組織も芽ばえてきた。そうして「社会主義研究会」(後に「社会主義協会」)が結成され、「普通選挙期成同盟」がつくられ、さらに明治三四年には日本最初の社会主義政党「日本社会民主党」が結成された。

しかし天皇帝政府は弾圧に弾圧を重ねて明治三三年には治安警察法を制定した。それゆえ、ようやく芽ばえたばかりの労働運動および農民運動は、まだ大衆的に強化されていなかったもので、弾圧によって衰退せざるを得なかった。事実、労働争議件数は明治三二年以後三八年まで減少傾向を示し、「日本社会民主党」も即日結社を禁止されて政治活動を開始しえなかった。

以上のようにして天皇帝政府は低賃金構造の生成と寄生地主制の拡大を促進した。それゆえ国内市場が相対的にせまくなり、米・綿・砂糖などの食料・原料生産がおくられて、それだけよけいに原料を輸入に依存しなければならなかった。輸入を一層増大させなければならなくなった。だからこそ、日本資本主義がまだ確立したばかりで、紡績業をはじめとする個々の産業部門に初期独占が成立し、資本蓄積強化のために銀行が産業との融合を早熟的に深めただけであるのに、「財閥」

資本家は、海外市場と、資源の独占をねらって清国に対する要求を強め、欧米帝国主義列強の清国侵略の一翼に加わったのである。義和団鎮圧に日本軍が参加したことは、このことを示しており、日本がまだ独占体の確立した帝国主義国となっていない弱さを、天皇制軍部という「軍事的勢力の独占」と「中国を略奪する地理的便宜の独占」によっておぎなうことを証明した。しかもなお外国の援助なしにいかなる財政力も軍事力もちえなかったため、中国をねらう列強のうちイギリスとの間に日英同盟を結んでついに帝政ロシアと戦争を開始したのである。この日露戦争は、幸徳秋水、堺利彦、内村鑑三らの反戦運動を弾圧し、国民のなかにある反戦・厭戦気分をも無視して、一七億円の戦費、そのうち八億も英米の援助によって強行され、ようやく日本が勝利した帝国主義戦争であった。そしてこの日露戦争こそは日本の低賃金構造を形成し、日本独占資本主義を独特な形態でつくりあげる契機となったのである。

(注1) 明治三三年「工場統計表」による。

(注2) 横山源之助「日本の下層社会」岩波文庫版、二二六頁。

(注3) 前掲書一七二頁、二一九頁、二二六頁。

(注4) 前掲書七九頁。

(注5) 前掲書二二七頁。

## 第一インターナショナル形成過程にかんする一考察

—後期チャーティストの役割—

飯 田 鼎

一、一八五〇年における社会主義運動

二、ジョーンズとハーニー

三、国際委員会—第一インターナショナルの先駆者—の結成

筆者はすでに、一八四八年の革命における労働者階級の歴史的役割を、このブルジョア革命によって、もつともはげしくその根底をゆり動かされた「ヨーロッパの三大文明国」、イギリス、ドイツおよびフランスについて考察した<sup>(1)</sup>。その革命の原因として、革命的プロレタリアートの脅威にたいする封建的・絶対主義勢力とブルジョア階級との抱合妥協の勝利があげられるのがつねであるけれども、プロレタリアートの側における階級意識、イデオロギーおよび組織の面での主体的な脆弱性ないし未成熟を指摘しないならば、それは正しい態度とはいえないであろう。

一八四八年の革命以後、一八六四年の国際労働者協会、いわゆる第一インターナショナルの形成までの十数年は、革命に

第一インターナショナル形成過程にかんする一考察